相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市滝山三丁目一番、最後の住所東京都東久留米市滝山三丁目一番五―一〇五　被相続人　亡　岡野　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

事務所東京都練馬区北町二丁目二九番一三号森ビル二階きのした法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木下正一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区巻甲二四二九番地、最後の住所新潟県新潟市西蒲区巻甲二四二九番地六　被相続人　亡　長沼　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

新潟県新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル四階

相続財産管理人　弁護士　小林　英一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市天竜区春野町砂川二八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森下　定一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

浜松市中区鴨江三丁目七番一二号

相続財産管理人　原　道也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市鮎川三二八七番地、最後の住所和歌山県田辺市上万呂四九二番地の二四　被相続人　亡　松本　百由

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

和歌山県田辺市末広町一二番一九号

相続財産管理人　山本　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市矢田一七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鷹取　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

岡山県勝田郡勝央町美野一一八四番地

相続財産管理人　檜尾　泰治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区山王三丁目二八番、最後の住所佐賀県武雄市朝日町大字甘久一六五四番地二　被相続人　亡　佐々木由勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

佐賀県佐賀市高木瀬東一丁目七番一七号

相続財産管理人　土井　大史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県小林市真方一八一番地八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金氣　利幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月十四日

宮崎県都城市上町一三―一八都城ＳＴビル六階吉谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉谷　友和

任意清算公告

当社は、平成二十三年十月二十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月十四日

宮崎県日南市飫肥一丁目四番三四号

合資会社貞松酒店

代表社員　貞松偉一朗

第５期決算公告

平成23年10月25日

東京都港区赤坂一丁目９番20号

エムジーエイチ特定目的会社

取締役　泉部　充

貸借対照表の要旨

（平成23年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	4,111,763	流動負債	3,723,775
流動資産	99,339	負債の部合計	3,723,775
固定資産	4,012,424	社員資本	603,217
その他の資産	215,228	特定資本金	176,250
繰延資産	214,767	優先資本金	1,141,750
	461	剰余金	△714,782
		当期未処理損失	714,782
		純資産の部合計	603,217
資産合計	4,326,992	負債・純資産合計	4,326,992

損益計算書の要旨

（自　平成22年８月１日　至　平成23年７月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	223,554
営業費用	165,339
営業利益	58,215
営業外収益	107
営業外費用	261,847
経常損失	203,525
税引前当期純損失	203,525
法人税、住民税及び事業税	967
当期純損失	204,492
前期繰越損失	510,289
当期未処理損失	714,782

第６期決算公告

平成23年11月14日

東京都千代田区丸の内３丁目２番３号

シー・アール・ワン株式会社

代表取締役　鈴木　英世

貸借対照表の要旨（平成23年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	156
	固定資産	0
	合計	156
負債及び純資産の部	流動負債	603
	固定負債	0
	株主資本	△447
	資本金	10
	利益剰余金	△457
	その他利益剰余金	△457
	（うち当期純損失）	（154）
	合計	156

第35期決算公告

平成23年11月14日

三重県伊勢市大世古一丁目９番３号

栄和商事株式会社

代表取締役　阪井　一雄

貸借対照表の要旨（平成23年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,742
	固定資産	218,160
	資産合計	220,903
負債及び純資産の部	流動負債	229,358
	負債合計	229,358
	株主資本	△8,455
	資本金	23,000
	利益剰余金	△31,455
	その他利益剰余金	△31,455
	（うち当期純利益）	（1,413）
	純資産合計	△8,455
	負債・純資産合計	220,903

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年十二月十五日であり、株主総会の決議は、平成二十三年十月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十三年十一月十四日

三重県伊勢市大世古一丁目九番三号

栄和商事株式会社

代表取締役　阪井　一雄

第14期決算公告

平成23年11月14日

東京都千代田区丸の内３丁目２番３号

シー・エフ・アイ株式会社

代表取締役　鈴木　英世

貸借対照表の要旨（平成23年５月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	68
	固定資産	6,440
	合計	6,508
負債及び純資産の部	流動負債	134
	固定負債	0
	株主資本	6,374
	資本金	10
	利益剰余金	6,364
	その他利益剰余金	6,364
	（うち当期純損失）	（49）
	合計	6,508